

2026 年度事業計画書
(2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで)

公益社団法人 企業市民協議会

1. 国際貢献事業に関する参加協力（定款第 4 条第 1 項第 1 号関係）

主として海外の現地社会に貢献するために実施される事業に協力する観点から、協力要請のあった事業について、理事会の諮問を受けてプロジェクト選考委員会において審議を行い選定する。選定された事業は、当会の国際貢献事業としてこれを推進する。

2. 海外事業活動に関する諸問題や企業市民活動に関する情報の収集提供
(定款第 4 条第 1 項第 2 号関係)

(1) 機関誌の制作・発行

各国政府や国際機関、日本国内の各国大使館、海外の経済団体、国内外のサステナビリティ推進団体や主要企業、NGO 等、ステークホルダーとの連絡を密にし、必要な情報の収集を図る。また、収集した情報や、日本企業による企業市民活動に関する情報等を提供するため、機関誌「Stakeholders（ステークホルダーズ）」を制作・発行する。

(2) 報告書等資料の配布

セミナー、シンポジウム等の開催、アンケートの実施及び調査団の派遣等により作成した報告書その他の資料について、会員ならびに内外の関係者等に適宜配布する。

(3) ウェブサイトを通じた情報提供

各国政府や国際機関、日本国内の各国大使館、海外の経済団体、国内外のサステナビリティ推進団体や主要企業、NGO 等、ステークホルダー等から収集した情報や、日本企業による企業市民活動に関する情報、当会の活動に関する情報、国際貢献事業に関する情報等を、当会ウェブサイトを通じて広く提供する。特に、海外への情報発信と国際貢献事業に対する理解促進の強化に努める。

**3. 海外事業活動に関する諸問題や企業市民活動に関するシンポジウム、
セミナー、懇談会等の開催（定款第 4 条第 1 項第 3 号関係）**

① 趣旨・目的：

国内外における企業市民活動等の動向を探り会員による理解を推進する

とともに、日本企業が行う海外事業活動や企業市民活動の実態について国内外での理解促進を図るため、内外の政府機関や経済団体、NGO 等と協力しつつ、シンポジウム、セミナーおよび懇談会を開催する。

また、会員企業をはじめ、企業市民活動を行っている企業間でのサステナビリティ経営の推進における課題や先進事例等に関する情報交換や、当会会員と NGO をはじめとする幅広いステークホルダーとの対話を行うため、交流会や懇談会を開催し、もって日本企業の企業市民活動を促進する。

- ② 開催時期：随時
- ③ 開催場所：東京、その他
- ④ 参加者：内外の政府関係者や学識経験者、企業関係者、市民社会関係者ならびに民間有識者を講師として招き、当会会員その他関係者の参加を得る。幅広く参加を得る観点から、オンラインや対面とオンラインによるハイブリッド等を適宜組み合わせつつ、懇談会等を開催する。

4. 海外事業活動に関する諸問題や企業市民活動に関する調査研究

(定款第4条第1項第4号関係)

(1) 海外調査の実施（サステナビリティ対話ミッションの派遣）

- ① 趣旨・目的：

国際情勢等を注視しつつ、企業市民活動をめぐるグローバルな動向や、海外企業および日系企業の企業市民活動への取組み・諸課題等の実態を把握するとともに、日本企業の企業市民活動に対する考え方や取組みに対する理解を促進するため、企業の実務担当者等による現地調査および関係者との対話を行う。調査の成果は、懇談会の開催を通じて当会会員の間で共有するとともに、報告書や機関誌等を通じて広く提供する。
- ② 派遣時期：2027年2月（予定）
- ③ 派遣先：ベルギー、ドイツ
- ④ 参加者：当会会員ならびに関係者

(2) 調査員の派遣

- ① 趣旨・目的：

国際会議への参加を含め必要に応じて国内外に調査員を派遣し、現地調査を行うとともに、日本企業の企業市民活動に対する考え方や取組みに関する情報を発信する。
- ② 派遣時期：随 時
- ③ 派遣先：日本国内、海外（東南アジア、中国、欧州、米国等）

(3) 企業市民活動に関する調査・研究

① 趣旨・目的：

会員企業の企業市民活動への取組み推進に役立てるとともに、日本企業の企業市民活動に対する考え方や取組みに対する理解を広く得るため、サステナビリティ経営やサステナビリティ課題・施策の動向および会員企業を含む日本企業の取組みに関する調査・研究を行う。

② 実施時期：随 時

5. 国際貢献事業に関する地域社会への普及啓発

(定款第4条第1項第5号関係)

国際貢献事業への取組み状況につき、アンケートを含めた関連資料の作成および地域社会への普及啓発を図る。また、普及啓発活動を行う前段階として、現地社会の実情に対する理解を深めるための講演会等を適宜開催する。

6. 海外事業活動に関する諸問題や企業市民活動に関する内外の関係機関等との交流（定款第4条第1項第6号関係）

海外事業活動をめぐる諸問題や企業市民活動の動向等に関し相互理解を図るため、各国政府や国際機関、日本国内の各国大使館、海外の経済団体、国内外のサステナビリティ推進団体や主要企業、NGO 等、ステークホルダーとの交流を深め、さらに必要な働きかけを行う。

以 上